

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例(昭和25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表札幌市東札幌図書館の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|---------------|
| 札幌市えほん図書館 | 札幌市白石区南郷通1丁目南 |
|-----------|---------------|

附 則

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。

(理 由)

白石区複合庁舎に絵本を主たる蔵書とし、幼児とその保護者等が絵本を通して楽しみながら学ぶことができる場を提供するとともに、絵本を通じた子育てを支援する図書館を設置するため、本案を提出する。